

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。納付方法などについての記憶は定かでないが、申立期間の保険料が私だけ未納となっていることに納得いかない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、その前後は納付済みである上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金保険料収納状況一覧表兼検認簿によれば、申立期間当時、申立人は口座振替により国民年金保険料を納付しており、申立人の申立期間①に係る保険料については、何らかの事情により口座振替ができなかった可能性が考えられるものの、申立期間当時、A市区町村では、口座の残高不足等により口座振替が不能となった場合、対象者へ当該期間に係る保険料の納付書を送付していたことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿によれば、夫の当初未納であった同申立期間を含む昭和57年9月から58年3月までの保険料が58年6月に過年度納付されており、その時点で、申立人の同申立期間の保険料が未納であった場合に過年度納付することも可能であった。

さらに、申立人の申立期間②の国民年金保険料についても、何らかの事情により口座振替ができなかった可能性が考えられるものの、当時、申立

人夫婦の生活状況等に大きな変化も認められず、同申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることなどから、申立人の同申立期間の保険料についてもA市区町村から送付された納付書等により納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、A事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和48年6月1日となっていた。

しかし、同組合には、昭和47年から勤務しており、申立期間に係る給与明細書において厚生年金保険料も控除されている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和47年9月から、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付したと主張するが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和48年6月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分及び5月分の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年3月まで

私は、申立期間当時、実家の造園業の仕事を手伝っており、両親と同居していた。父親は厳格な性格で、税金や社会保険料の納付はきちんと行っていたので、私の国民年金保険料も、私が20歳になった時から納めてくれていたはずである。保険料の納付開始が昭和41年4月からとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする両親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録及びA市区町村の被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和41年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しも、同年5月以降と推認できることから、同年4月から申立人の父親が納付し始めたと考えるのが自然であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月頃から50年1月頃まで

私は、A事業所に正社員として入社し、木材大割の手元や目立ての仕事をしていた。勤務期間は、当時、申立事業所で一緒に勤務していた私の母親と同じくらいの期間であったと思う。

当該事業所で勤務していた従業員の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚からの事情聴取結果から、申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚9名のうち、2名には申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立事業所において昭和44年2月1日から54年9月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

さらに、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立事業所に係る勤務期間について、「母親と同じくらいの期間であった。」と供述するのみで、具体的な勤務の始期及び終期に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立事業所は、平成19年11月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚（12名）から事情を聴取

しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月8日から40年2月2日まで  
社会保険事務所に対し、厚生年金保険の被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、昭和40年4月26日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。  
脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領した記憶も無いのに、脱退手当金支給済みとされ、年金給付の対象となる被保険者期間とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月26日に支給されているほか、被保険者台帳（旧台帳）には同年3月5日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月から37年7月31日まで  
② 昭和40年2月から同年7月31日まで  
③ 昭和53年8月21日から同年10月31日まで

A社には、中学校卒業と同時の昭和36年3月に就職し、39年9月まで住み込みで働いていたが、勤務当初の36年3月から37年7月までの厚生年金保険加入記録が無い（申立期間①）。

B社では、最初、昭和40年2月から同年7月末まで同社C営業所で勤務したが、その期間の厚生年金保険加入記録が無い（申立期間②）。

その後、昭和45年3月にB社に再度就職し、途中、会社がD社に変わったが、D社で53年11月1日に厚生年金の資格を取得する以前の申立期間③について、同社での厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①については、申立人の入社した時期等に関する記憶が具体的かつ明確であることなどから、申立人が、申立期間中に申立事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、当時の同僚の供述や同僚自身の申立事業所における厚生年金保険加入記録などから判断すると、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得以前の健保番号に申立人の氏名は無く、欠番も無いことが確認できる。

また、申立事業所に申立期間当時の人事記録等関係資料は保管されておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の厚生年金保険の取扱い等は不明であるなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 B社に係る申立期間②については、当時の同僚の証言などから、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所では無く、社会保険事務所の記録によると、同社が適用事業所となったのは昭和45年3月1日であり、申立人を含む複数の同僚が同日に厚生年金保険の被保険者となったことが確認できるところ、当時の複数の同僚は、「最初、B社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨の供述をしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 D社に係る申立期間③については、申立人の雇用保険の記録などから、申立人は、B社から申立事業所へと移り、申立期間当時、申立事業所で勤務していたものと推認される。

しかし、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所では無く、また、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年11月1日付けで申立事業所において厚生年金保険に加入した17人（申立人を含む。）のうち、B社での厚生年金記録のある者14人（申立人を含む。）すべてについて、申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は無い上、これら同僚から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

さらに、申立事業所は既に廃業し、申立期間当時の人事記録等関係資料は保管されておらず、当時の事業主も死亡しているため、当時の厚生年金の取扱い等が不明であることなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年3月まで

A社へは正社員として入社し、営業でBからC地方を回っていた。給料は17万円から18万円くらいであったと思う。会社から健康保険証をもらっていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

本件は、既に死亡した申立人に代わり、申立人の妻が申し立てているものであるが、申立人の妻からは、具体的な勤務状況や厚生年金保険の取扱い等に関して供述を得ることはできず、当時の状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者記録において確認できる申立期間当時に勤務していた複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和56年3月23日から58年10月26日までの資格取得者に、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

加えて、申立事業所は、当時の資料は残っていないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案220

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年7月1日まで

A社に勤務していた当時の給料は手取りで11万5,000円であった。社会保険庁の記録では標準報酬月額が4万2,000円となっており、納得がいかないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時に被保険者であった同僚及び役員（事業主を除く。）計11名のうち、10名が申立人の標準報酬月額と同額で、残りの1名が申立人の標準報酬月額より低い額であることが確認できるとともに、標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、事業主が何らかの基準により支給項目の一部を標準報酬月額の算定に用いていた可能性は推察されるが、申立事業所に当時の賃金台帳等関係資料は保管されておらず、給与等事務をすべて行っていた事業主も既に死亡しており、元役員や元同僚から聴取したものの、当時の状況は不明であるとしているなど、申立人が主張する給与支給額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。